

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
<p>別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>1 1枚目</p> <div data-bbox="280 619 1086 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">無線局事項書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">14 無線局の目的コード</td> <td style="text-align: center;">無線局の目的コード [] 基幹放送の種類コード []</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">長 辺 (日本工業規格A列4番)</p> </div> <p>2～6 (略)</p> <p>注1～15 (略)</p> <p>16 14の欄は、コード表により該当するコード <u>（無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。）</u> を記載すること。</p> <p>17～36 (略)</p> <p>別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様</p>	(略)		14 無線局の目的コード	無線局の目的コード [] 基幹放送の種類コード []	(略)		<p>別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>1 1枚目</p> <div data-bbox="1164 619 1971 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">無線局事項書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">14 無線局の目的コード</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">長 辺 (日本工業規格A列4番)</p> </div> <p>2～6 (同左)</p> <p>注1～15 (同左)</p> <p>16 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。</p> <p>17～36 (同左)</p> <p>別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様</p>	(略)		14 無線局の目的コード	(略)	(略)	
(略)													
14 無線局の目的コード	無線局の目的コード [] 基幹放送の種類コード []												
(略)													
(略)													
14 無線局の目的コード	(略)												
(略)													

式（第4条、第12条関係）

1 1枚目

短
辺

無線局事項書	
(略)	
14 無線局 の目的コ ード	<u>無線局の目的コード [] 基幹放送の種類コード []</u>
(略)	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2・3 (略)

注1～15 (略)

16 14の欄は、コード表により該当するコード (無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含む。) を記載すること。

17～46 (略)

別表第二号の三第2 パーソナル無線の無線局事項書及び工事設計書の様式
(第4条、第12条関係)

短

無線局事項書及び工事設計書	
(略)	
6 無線局の目的	<u>簡易無線業務用</u>

式（第4条、第12条関係）

1 1枚目

短
辺

無線局事項書			
(略)			
14 無線局 の目的コ ード			
(略)			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2・3 (同左)

注1～15 (同左)

16 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

17～46 (同左)

別表第二号の三第2 パーソナル無線の無線局事項書及び工事設計書の様式
(第4条、第12条関係)

短

無線局事項書及び工事設計書			
(略)			
6 無線局の目的			<u>簡易な業務用</u>

(略)
長 辺 (日本工業規格A列4番)
注1～18 (略)

(略)
長 辺 (日本工業規格A列4番)
注1～18 (略)

附 則

(施行期日)

この告示は、平成〇年〇月〇日から施行する。